

令和8年度「森川海人っ合宿」企画・運營業務委託仕様書

1 委託名称

令和8年度「森川海人っ合宿」企画・運營業務委託

2 本事業の目的

県では、山は川を通して平野の暮らしを支え、海への恩恵をもたらす源流でもあることから、森川海のつながりや管理の重要性などについて「森川海はひとつ」として県民に広げ、県民一人一人の意識醸成や行動につなげるため、「森川海人っプロジェクト」に取り組んでいる。

その一環として、佐賀の次代を担う中学生に向けて、森川海的环境保全に対する理解を深め、森川海を大切にすることを育成するため、森川海について学び体験する機会として、下記イベントを開催する。

3 開催概要

(1) イベント名称

森川海人っ合宿（名称変更可）

(2) 時期

年1回、1泊2日で実施すること

(3) 体験・宿泊場所

佐賀県内での開催とし、少年自然の家やキャンプ場での宿泊とすること

(4) ターゲット

県内在住の中学生30名以上

(5) 参加費用

参加者の宿泊に関する費用（食事を含む）は参加者負担とし、それ以外の費用は受託者が負担すること

(6) 荒天時の取扱い

雨天決行（大雨の場合は開催を延期）

4 委託業務内容の詳細

(1) 森川海人っ合宿の企画・運営に関する業務

以下の業務を企画提案すること

① 森川海での体験・学習プログラムの実施

・森川海人っプロジェクトの趣旨を踏まえた、森川海それぞれで実施するアクティビティ体験及び環境保全学習等を提案すること。

<例>森：登山を行いながら自然観察会
川：ダム見学とダムの機能についての学習
海：釣り体験と清掃活動など

②参加者で森川海を考えるグループワーク等の実施

- ・イベントに参加して感じたことを振り返る講習等を提案すること。

<例>「森川海人っ教室」として、「森川海を守るために私たちができること・やりたいこと」について班ごとにブレインストーミングやKJ法を活用したグループワークを行い、結果発表を実施。

③参加者の交流が深まる取組みの実施

- ・イベント実施中に参加者同士が盛り上がる取組を提案すること。

<例>・体験活動中、森川海にまつわるミッションを班ごとに取り組み、最終的にポイントが一番高かった班に賞品のプレゼントを実施。

- ・夕食後、キャンプファイヤーや班別の出し物など、参加者の交流を深める親睦会の実施。

④その他

- ・雨天時の代替案の提案
- ・暑さ対策の提案
- ・緊急時の体制の提案

(2) 情報発信・連絡調整に関する業務

- ①イベント開催に際し、必要な広報（募集広告・宣伝活動、広報物の作成等）の実施
- ・ターゲット及びその保護者の目に触れる効果的な広告・宣伝方法を企画し、参加希望者の増加を図ることとし、参加しようと思えるような当日の具体的内容が分かる広報内容とすること。

※本業務に使用するキャラクター及びロゴは、別記1を参照。

②参加者の抽選・決定等の連絡調整の実施

- ・応募者が多数の場合は公平性のある抽選方法により参加者を決定すること。
- ・参加者(又はその保護者)へ事前の注意事項や連絡事項等、必要な周知を行うこと。

③イベント中の状況共有の実施

- ・合宿実施中、活動中の写真など状況を保護者に共有できる体制（Google フォトの活用等）を提案すること。

(3) その他、必要とされる業務

イベントの実施に必要な業務全般

5 契約期間

契約締結の日から令和8年10月30日まで

6 業務実施体制

(1) 業務責任者の配置

業務の実施に当たっては、委託業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

(2) 本業務の実施に当たって、業務の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

(3) 関係者や団体等との調整が必要な場合は、受託者がこれを行うこと。

(4) 業務内容の確認

業務内容について、県から指示があった場合は、速やかに対応するものとする。

(5) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うものとする。

7 業務実施上の留意事項

(1) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む。）については受託者によりこれを行うこと。

(2) 本業務に係る普及啓発活動やイベントの開催等に必要な経費は、全て契約金額に含めるものとする。

(3) 受託者は、本業務に係るイベントの開催に当たって、来場者の安全対策として必要な保険に加入するとともに、必要に応じて感染症防止対策を講じなければならない。

(4) 県が真にやむを得ないと判断した場合は、イベントの開催時期及び場所等を変更する場合がある。その際、県は事前に受託者との協議を行うものとする。

(5) 本業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により一部再委託について県の承認を受けた場合はこの限りでない。

(6) 受託者が本業務において製作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作物に関する全ての著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）、意匠権等は、県に帰属するものとする。

ただし、例外的に二次利用について検討が必要となった場合は、県、受託者で協議の上、可否を決定する。

(7) 受託者は、著作物の著作者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。

また、著作物は、県が認めた団体等については、随時使用、複製できるものとする。

(8) 本業務において、第三者（本県又は受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、受託者が著作権使用承諾等の処理を行うこととし、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵

害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場合、県は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、受託者の要請があったときは、必要な範囲で訴訟上の対応について、協力するものとする。

- (9) 受託者の責めに帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (10) 受託者が業務を実施するに当たり必要となる旅費は、委託料に含めるものとする。
- (11) 本業務委託については、「個人情報特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守すること。

8 成果品

- (1) 業務完了報告書（紙媒体 1部）
- (2) 本業務において作成した資料等
- (3) その他、県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの